

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 9 月 9 日（火）第3041号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 救急病院等の認定 (地域医療整備課取扱い) 1
 ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 1
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 2
 ○肥料の登録 (食の安全推進課取扱い) 2
 ○肥料の登録の有効期間の更新 (食の安全推進課取扱い) 2
 ○県営土地改良事業に係る換地処分 (農地整備課取扱い) 2
 ○公共測量の実施 (監理課取扱い) 3
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大島支庁取扱い) 3

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する公告 (商工政策課取扱い) 3
 ○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告 (4件) (商工政策課取扱い) 4
 ○随意契約の発注見通しに関する公告 (産業立地課取扱い) 5
 ○開発行為に関する工事の完了公告 (2件) (建築課取扱い) 6

監 査 委 員 公 表

- 包括外部監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局取扱い) 6

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活環境課取扱い) 7

公 安 委 員 会 公 告

- 警備業空港保安警備業務 1 級及び同 2 級検定実施公告 (生活安全企画課取扱い) 7

告 示

鹿児島県告示第903号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により，次の病院を救急病院として認定した。

平成26年 9 月 9 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
垂水市立医療センター垂水中央病院	垂水市錦江町1番地140

2 認定の有効期限

平成29年 8 月17日

鹿児島県告示第904号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により，次のとおり指定居宅

サービス事業者として指定した。

平成26年9月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスひなた	薩摩川内市宮里町58番地1	合同会社ウェルフェア	薩摩川内市宮里町58番地1	井上 直樹	平成26年9月1日	通所介護

鹿児島県告示第905号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成26年9月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
とまと薬局	いちき串木野市春日町55番地	平成26年9月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第906号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成26年9月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1310号	平成26年9月1日	平成29年8月31日	魚廃物加工肥料	マリンプロ541	窒素全量 5.0 りん酸全量 4.0 加里全量 1.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり	鹿児島プロフーズ株式会社	鹿児島市城南町37番地

鹿児島県告示第907号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成26年9月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1259号	平成32年9月16日	加工家きんふん肥料	M B 肥料	窒素全量 2.5 りん酸全量 4.0 加里全量 3.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	喜多組商事株式会社	大阪府中央区博労町三丁目6番1号御堂筋エスジービル7階

鹿児島県告示第908号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備阿久根北部地区の換地計画に係る換地処分を、平成26年8月12日に行った。

平成26年 9 月 9 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第909号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大島支庁沖永良部事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 9 月 9 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成26年7月23日から同年12月19日まで
- 3 作業の地域 和泊町根折地内

大島支庁告示第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年 9 月 9 日

大島支庁長 本重人

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
Steady & Co	奄美市名瀬小浜町27番8号	特定非営利活動法人Steady & Co	奄美市名瀬小浜町27番8号	内堀 亮太	平成26年9月1日	自立訓練（生活訓練）・就労継続支援B型

公 告

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成26年9月9日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年9月9日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年 9 月 9 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニシムタスカイマーケット鴨池
鹿児島市真砂本町2421番地836 外3筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
南国交通株式会社 代表取締役社長 伊地知司
鹿児島市中央町18番地1
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ニシムタ 代表取締役社長 西牟田敏明

鹿児島市与次郎一丁目10番1号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年4月19日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
7,710平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
第1駐車場 建物南側 210台
第2駐車場 建物2階部 265台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物南西側 149台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
荷さばき施設1 建物北側 35平方メートル
荷さばき施設2 建物北側 65平方メートル
荷さばき施設3 建物北側 35平方メートル
荷さばき施設4 建物東側 35平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内北側 29立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
4箇所 建物敷地南西側及び東側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
平成26年8月18日

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年9月9日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成26年9月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
山形屋ショッピングプラザ
鹿児島市皇徳寺台二丁目2473番6
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成26年3月31日
- 3 意見の概要
大規模小売店舗「山形屋ショッピングプラザ」の大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名変更に係る本市意見は特にありません。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により始良市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年9月9日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供す

る。

平成26年 9 月 9 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
山形屋ショッピングプラザ加治木店
始良市加治木町本町349
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成26年 3 月31日
- 3 意見の概要
意見なし

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年9月9日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成26年 9 月 9 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
山形屋ストア西田店
鹿児島市西田二丁目 5 番14号
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成26年 3 月31日
- 3 意見の概要

大規模小売店舗「山形屋ストア西田店」の大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名変更に係る本市意見は特にありません。

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により霧島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年9月9日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年 9 月 9 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
山形屋ショッピングプラザ隼人店
霧島市隼人町真孝158番地 1
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成26年 3 月31日
- 3 意見の概要
特になし

.....

随意契約の発注見通しに関する公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号の契約の発注見通しについて、次のとおり公告する。

平成26年 9 月 9 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

番号	調達する予定の物品の名称	予定数量	契約締結を予定する時期
----	--------------	------	-------------

1	蓄光型床壁 兼用 光路	25ミリメートル幅	127枚	平成26年 9 月 16日から同年10月30日まで
		35ミリメートル幅	100枚	
2	クリスタル 大島紬	コースター	20枚	平成26年 9 月 16日から同年10月30日まで
3	車両の消毒装置「ホットキ ルS」		1 台	平成26年 9 月 16日から同年10月30日まで
4	エコノライ トHG (水 銀灯代替L ED照明)	400Wタイプ	1 台	平成26年 9 月 16日から同年10月30日まで
		500Wタイプ	4 台	
5	B o d y p h o n		1 台	平成26年 9 月 16日から同年10月30日まで
6	木製危険杭		100本	平成26年 9 月 16日から同年10月30日まで

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年 9 月 9 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
出水市中央町1469番, 1469番2, 1481番, 1483番, 1484番, 1485番及び1486番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
株式会社ドラッグストアモリ
代表取締役 森信

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年 9 月 9 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
大島郡徳之島町亀津字下霜原5222番1及び5223番2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大島郡徳之島町亀津6482番地5
稲田望

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第12号

平成26年 3 月 28日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき、平成26年 8 月 26日付け財第51号で鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年 9 月 9 日

鹿児島県監査委員 弓指博昭
同 橋口和博
同 岩崎昌弘
同 青木 寛

「包括外部監査の結果に関する報告及び同報告に添えて提出する意見」に基づく措置

監査テーマ 県が出資（又は出捐）を行っている団体の経営状況及び財政的援助に係る財務事務の執行について

監査の結果	措置の内容																	
報告書中 第2編 外部監査の結果 第2章 出資等比率25%以上の出資等団体 3-2 （廃棄物・リサイクル対策課）公益財団法人鹿児島県環境整備公社 5 財務状況 （指摘事項）一般正味財産と指定正味財産の区分 環境整備公社に対する補助金は長期間に係る工事が支給対象であるため、工事の進捗により翌年度に繰り越されることが多い。同様の補助金に対して会計処理が異なっている箇所がみられた。 例：平成23年度 （単位：千円） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>金 額</th> <th>正味財産増減計算書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国庫補助金</td> <td>交付決定 509,323</td> <td>受取国庫補助金（指定）</td> </tr> <tr> <td>うち概算払 203,700</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>うち繰越 305,623</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県補助金（施設整備）</td> <td>交付決定 509,323</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>うち概算払 203,700</td> <td>受取県補助金（一般）</td> </tr> <tr> <td>うち繰越 305,623</td> <td>受取県補助金（指定）</td> </tr> </tbody> </table> 同目的、同時、同額支給の両補助金に対して異なる会計処理	内 容	金 額	正味財産増減計算書	国庫補助金	交付決定 509,323	受取国庫補助金（指定）	うち概算払 203,700	—	うち繰越 305,623	—	県補助金（施設整備）	交付決定 509,323	—	うち概算払 203,700	受取県補助金（一般）	うち繰越 305,623	受取県補助金（指定）	当該補助金は、指定正味財産に計上することが適正な処理であったことから、平成25年度の一般正味財産増減の部の経常外費用として計上し、一般正味財産を減額するとともに、指定正味財産増減の部へ計上し直した。 なお、本年6月に開催した定時評議員会において決議の上、平成25年度決算において是正済みである。
内 容	金 額	正味財産増減計算書																
国庫補助金	交付決定 509,323	受取国庫補助金（指定）																
	うち概算払 203,700	—																
	うち繰越 305,623	—																
県補助金（施設整備）	交付決定 509,323	—																
	うち概算払 203,700	受取県補助金（一般）																
	うち繰越 305,623	受取県補助金（指定）																

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第96号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成26年9月9日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRAファインプレーSP	マルホン工業株式会社	4P0683
ぱちんこ遊技機	CRAファインプレーSPV	マルホン工業株式会社	4P0750
ぱちんこ遊技機	CRどっキューンリゾートERD	タイヨーエレクトリック株式会社	4P0722
ぱちんこ遊技機	CR龍が如く見参！天照祇園編～2400HWA	タイヨーエレクトリック株式会社	4P0729
ぱちんこ遊技機	CRまわるんパチンコ大海物語3HMB	株式会社三洋物産	4P0735

公安委員会公告

警備業空港保安警備業務1級及び同2級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業空港保安警備業務1級及び同2級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のと

おり実施する。

平成26年9月9日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

1 検定の種別及び級の区分

- (1) 空港保安警備業務1級
- (2) 空港保安警備業務2級

2 検定の実施日時，実施場所及び受検定員

(1) 実施日時

ア 空港保安警備業務1級

平成26年12月10日（水）午前9時から午後5時まで

イ 空港保安警備業務2級

平成26年12月9日（火）午前9時から午後5時まで

ただし，いずれの検定も，受付は，当日の午前8時30分から午前9時までとする。

(2) 実施場所

宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙2559番地1）

(3) 受検定員

いずれの検定も30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし，受付先着順とする。）

3 検定の受検資格

(1) 空港保安警備業務1級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもののうち，次のいずれかに該当する者

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者

イ 検定規則第8条第2号に該当する者として，都道府県公安委員会から空港保安警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けたもの

(2) 空港保安警備業務2級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの

4 検定の方法及び内容

(1) 空港保安警備業務1級

ア 学科試験

㊦ 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

㊦ 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物等検査に関すること。

(ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 空港保安警備業務2級

ア 学科試験

㊦ 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

- (ウ) 乗客等の接遇に関する事。
 - (エ) 手荷物等検査に関する事。
 - (オ) 空港に関する事。
 - (カ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関する事。
 - イ 実技試験
 - (ア) 乗客等の接遇に関する事。
 - (イ) 手荷物等検査に関する事。
 - (ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関する事。
- 5 検定申請の手続
- (1) 受付の期間及び時間帯
 - ア 期間
平成26年10月28日（火）から同年11月7日（金）まで（県の休日を除く。）
 - イ 時間帯
午前8時30分から午後5時まで
 - (2) 提出書類
 - ア 空港保安警備業務1級
 - (ア) 検定規則別記様式第1号の検定申請書（以下「検定申請書」という。） 1通
 - (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
 - (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通
 - (エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通
 - (オ) 空港保安警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（3の(1)のイに該当する場合に限る。） 1通
 - (カ) 空港保安警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し（3の(1)のイに該当する場合に限る。） 1通
 - イ 空港保安警備業務2級
 - (ア) 検定申請書 1通
 - (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
 - (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通
 - (エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通
 - (3) 申請先及び申請方法
 - ア 申請先
県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
 - イ 申請方法
受検者本人による申請（受検者本人以外による申請及び郵送等による申請は認めない。）
- 6 検定手数料
- 空港保安警備業務1級及び同2級ともに、16,000円（16,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼り付けて提出すること。）
- なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は返還しない。

7 その他

- (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

- (2) 受検に際しては、筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。
- (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
- (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）